

II. 製造販売承認基準の制定されていない21種類群の使用上の注意

1. 緊急薬（生薬のみからなる製剤）

1. 緊急薬（生薬のみからなる製剤）	135
2. 離乳防吐薬（カフェイン主要薬剤）	141
3. 小児五苓薬	143
4. 合そう薬	145
5. 強心薬（六神丸、感応丸）	148
6. 血清高コレステロール改善薬	150
7. 貧血用薬	151
8. アレルギー用薬	153
9. 口腔浣薬（トローチ剤）	157
10. 齒科口腔用薬（歯肉炎、齧槽膿漏等の炎症を有する内服剤）	160
11. 齒痛・齧槽膿漏薬（外用液剤、バスケット、クリーム剤）	162
12. 内服痔疾用薬	164
13. 痔瘻膏薬（栓剂、軟膏剤、ペイダー）	168
I. 痔瘻膏薬（栓剤、軟膏剤、ペイダー）	169
II. 痔瘻膏薬（特殊栓剤）	171
III. 痔瘻膏薬（特殊栓剤）	173
IV. 創傷面・口腔内に用いない抗菌消毒薬	174
1. 4. 化膿性皮膚疾患用薬（液剤、軟膏剤）	175
1. 5. 細胞消毒薬（塗布剤、貼付剤、エアゾール剤）	178
1. 6. しらやけ あかぎれ用薬（軟膏剤、液剤）	181
1. 7. うおのめ・いは・たこ用薬（液剤、軟膏剤、液剤）	183
1. 8. 緊人薬	185
1. 9. ビタミン含有保健薬（A・D含有製剤を除く）	188
2. 0. カルシウム主要薬剤	190
2. 1. 生薬主要保健薬（ニンジン主要薬剤）	192

【添付文書等に記載すべき事項】

141 してはいけないこと
(守らないと現状の症状が悪化したり、副作用が起りやすくなる)

1. 本剤を使用している間は、次の医薬品を服用しないこと
他の鎮静薬

2. 長期連用しないこと

143 160 相殺すること
1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は医師医療者に相談すること

1. 医師の治療を受けている人。
(1) 医師の治療を受ける人。
(2) 送迎又は宅送していると思われる人。

(3) 驚動者。

- 【グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は吉草として1g以上（ニキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。】
4. 痢などによりアレルギー症状を起したことがある人。
(4) 次の症候のある人。
もくみ
（5）次の症候のある人。
もくみ
【グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は吉草として1g以上（ニキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。】
- （6）次の診断を受けた人。
心臓病、高血圧、腎臓病
【グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は吉草として1g以上（ニキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。】

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は医師医療者に相談すること

関係部位	皮膚	発疹・発赤・かゆみ
関係部位	消化器	吐き気・嘔吐、食欲不振

またに下記の重篤な症状が起ることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症候名	症状
偽アルドステロン症、ミオパチー	手足のだるさ、しびれ、つぼり感やこわばりに加えて、徐々に痙攣となる。

【グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は
甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製
剤に記載すること。】

3. 5～6日間服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医
師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

【用法及び用量に際連する注意として、用法及び用量の項目に統合して以下を記載すること。】

(1) 小児に服用させる場合には、保管者の指導監督のもとに服用させること。
「小児の用法及び用量がある場合に記載すること。」

(2) 小児の用法がある場合、期により、次に該当する場合は、そのいずれかを記
載すること。】

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、要約がのどにつかえることのないよう、

よく注意すること。

「5歳未満の幼児の用法がある定期（毛泡錠を除く）・丸剤の場合に記載すること。」

2) 1歳未満の乳児には、医師の指導を受けさせることを優先し、やむを得ない場合
にのみ服用させること。
「カプセル剤及び定期（毛泡錠を除く）・丸剤以外の製剤の場合に記載すること。」

保管及び取り扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない、（湿気の少ない）涼しい所に（直達して）保管すること。

「（ ）内は必要とする場合に記載すること。」

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと（服用の際になつたり品質が変わる。）。

「容器等の個々に至適表示がなされていて、錠剤のおそれのない場合は記載しなく
てもよい。」

【外毒の警戒又は外傷の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

(3) 亂吐者。

「グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は
甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製
剤に記載すること。」

(4) 痢などによりアレルギー反応を起こしたことがある人。

(5) 次の症状のある人。

「グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は
甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製

剤に記載すること。】

(6) 次の診断を受けた人。

心臓病、高血圧、腎臓病

【グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は
甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製
剤に記載すること。】

甘草として1g以上（エキス剤に記載すること。】

1. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔1. の項目の記載に際し、十分な記述スペースがない場合は「（ ）」を記載すること。〕

2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

3. 直射日光の当たらない、（湿気の少ない）涼しい所に（直達して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

2. 肺気防止薬（カフェイン主張製剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

- してはいけないこと
（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起これやすくなる）
1. 次の人は服用しないこと

（1）次の症状のある人。
 腎臓過多

（2）次の診断を受けた人。
 心臓病、腎臓病
 2. 本剤を服用している間は、次の医薬品を服用しないこと
他の肺気防止薬
 3. コーヒーやお茶等のカフェインを含有する飲料と同時に服用しないこと
 4. 哮咳薬の服用にとどめ、服用しないこと

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

（1）医師の治療を受ける人。
（2）妊娠又は妊娠していると思われる人。
〔妊娠酸ナトリウムカフェイン、カフェイン水和物又は無水カフェインを無水カフェインとして1回分量100mg以上を含有する製剤に記載すること。〕
（3）授乳中の人は。
〔妊娠酸ナトリウムカフェイン、カフェイン水和物又は無水カフェインを無水カフェインとして1回分量100mg以上を含有する製剤に記載すること。〕
（4）登録販売者。
〔妊娠酸ナトリウムカフェイン、カフェイン水和物又は無水カフェインを無水カフェインとして1回分量100mg以上を含有する製剤に記載すること。〕
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

原因部位	症状
消化器	食欲不振、吐き気・嘔吐
呼吸器	ふるえ、めまい、下痢、頭痛
循環器	動悸

〔用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

（1）服用間隔は4時間以上とすること。
〔各社の承認の範囲で適宜時間を見定すこと。〕
（1）1日2回以上の服用は避けること。
〔1日1回の用法及び用量の承認の場合は（1）の代わりに記載のこと。〕

3. 小児五指柔

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 衣の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕

(2) 次の症状のある人。

ほげひい下痢、高熱

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止

し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

医師部位	症状
皮膚	疹癩・湿疹、かみみ
消化器	腹痛

〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕

3. 5～6回服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、

薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔ただし、小児五指、小兒虫息等の特徴過敏症、食欲不振、胃腸虚弱、虚脱体質等の機能については、効能を明示して「5～6回」を「1カ月間」と併記してもよい。〕

【用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

小兒に服用させる場合には、保管者の指導監督のもとに服用させること。

保管及び取扱い上の注意

1. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小兒の手の届かない所に保管すること。

(3) 地の空器に入れ替えないこと（服用の原因になつたり品質が変わる。）。

〔空器等の個々に医薬品表示がなされていて、服用のおそれのない場合には記載しなくてよい。〕

【外部の容器又は外盒の袋に記載すべき事項】

注意

1. 衣の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕

(2) 次の症状のある人。

ほげひい下痢、高熱

4. 合成薬

【添付文書等に記載すべき事項】

【してはいけないこと】

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

次の人は使用しないこと

(1) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(2) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(3) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(4) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(5) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(6) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(7) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(8) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(9) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(10) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(11) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(12) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(13) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(14) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(15) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(16) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(17) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(18) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(19) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(20) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(21) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

【(22) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起

こしたことがある人。

3. 5~6日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

【用法及び用量に記述する注意として、用途及び用量の項目に続けて以下を記述すること。】

【(1) 小児に使用させるとには、保護者の指導監督のもとに使用されること。】

【(2) うがい用のみ使用すること。】

【成分及び分量に記述する注意として、成分及び分量の項目に続けて以下を記述すること。】

【本剤の使用により、銀を含有的する歯科材料(被覆等)が変色することがある。】

【(3) ポビドンヨードを含有する製剤に記載すること。】

保管及び取扱い上の注意

【(1) 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。】

【(2) 内部が必要とする場合に記載すること。】

【(3) 小児の手の届かない所に保管すること。】

【(4) 殻に入れ替えないと、(誤用の原因になつたり品質が変わるもの。)】

【(5) 登録販売者がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。】

【外部の容器又は外部の袋に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと

【(1) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起こしたことがある人。】

【(2) ポビドンヨード、ヨウ素、ヨウ化カリウム又はクロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。】

【(3) 殻の容器に入れ替えたこと。(誤用の原因になつたり品質が変わるもの。)】

【(4) 登録販売者がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。】

2. 口の中に傷やひどいいたれのある人。

【クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。】

2. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

【(1) 痰などによりアレルギー症状を起こしたこと。】

【(2) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。】

2. 次の人は必ず登録販売者に相談すること

【(1) 痰などによりアレルギー症状を起こしたこと。】

【(2) 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。】

【(3) 殻の容器に入れ替えたこと。(誤用の原因になつたり品質が変わるもの。)】

【(4) 登録販売者がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。】

- 2'、使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
- (2'、の項目の記載に際し、十分な記述スペースがない場合には「2'」を記載すること。)
- 3、使用に際しては、説明文書をよく読むこと
- 4、直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（直射日光）保管すること
- (「 」内は必要とする場合に記載すること。)

5、塗る薬（六神丸、電応丸）

- 2'、使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
- (2'、の項目の記載に際し、十分な記述スペースがない場合には「2'」を記載すること。)
- 3、使用に際しては、説明文書をよく読むこと
- 4、直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（直射日光）保管すること
- (「 」内は必要とする場合に記載すること。)

【添付文書等に記載すべき事項】

〔してはいけないこと〕

(「ならないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる」)
本剤を服用している場合は、次の医薬品を服用しないこと
他の塗る薬

【相談すること】

- 1、次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 (1) 医師の治療を受けていた人。
 (2) 症状又は妊娠していると見られる人。

- 2、服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持った医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

副作用部位	生き歯・歯吐
消化器	

〔センソを含有する製剤に記載すること。〕
- 3、5～6日間服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。
 「ただし、センソを含有しない製剤の小児五苦、消化不良、胃腸並弱等の炎症については、効能を明示して「5～6日間」と併記してもよい。」

〔用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) おまざに服用すること。
 「() 内は必要とする場合に記載すること。ただし、散剤、液剤は除く。」
- (2) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。
 「小児の用法及び用量がある場合に記載すること。」

【保管及び貯藏上の注意】

- (1) 直射日光の当たらない、（湿気の少ない）涼しい所に（直射して）保管すること。
 「() 内は必要とする場合に記載すること。」
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 地の容器に入れ替えないこと。（服用の原因になったり品質が変わること。）
 「容器等の體々に至適表示がなされていて、服用のおそれのない場合には直射しないでよい。」

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 経験又は妊娠していると思われる人。
- 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - [1. の項目の記載に際し、十分な記述スペースがない場合には「」を記載すること。]
 2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
 3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（乾燥して）保管すること

[（ ）内は必要とする場合に記載すること。]

6. 血清高コレステロール改善薬

【添付文書等に記載すべき事項】

- 【記載すること】
1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 経験又は妊娠していると思われる人。
 2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 薬などによりアルギー症状を起こしたことがある人。

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	主訴
皮膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	吐き気、胃部不快感、胸やけ
3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

下痢
4. しばらく服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

保管及び貯蔵上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

[（ ）内は必要とする場合に記載すること。]
 - (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
 - (3) 他の容器に入れ替えないこと（錠剤の原包装になつたり品質が変わること）。
- 【容器等の個々に主邊表示がなされていて、服用のおそれのない場合は記載しなくてもよい。】

【外部の容器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 薬などによりアルギー症状を起こしたことがある人。
- 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - [1. の項目の記載に際し、十分な記述スペースがない場合には「」を記載すること。]
 2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
 3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

[（ ）内は必要とする場合に記載すること。]

7. 販賣用薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(字らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)
本薬を服用している間は、次の医薬品を服用しないこと
他の販賣用薬

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 症状又は妊娠していると思われる人。
 - (3) 薬などによりアルギー反応を起こしたことがある人。

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

薬理部位	症状
皮膚	発疹・発赤・かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐・食欲不振、胃痛

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
便祕、下痢

4. 2週間位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、

薬剤師又は登録販売者に相談すること

【用法及び用量に記述する注意として、用途及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

- (1) 服用の前後30分はお茶・コーヒー等を飲まないこと。
〔又は炭化物を含有する製剤に記載すること。〕
- (2) 小児に服用させる場合には、医師の指導監督のもとに服用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合には記載すること。〕
- (3) [小児の用法がある場合、原則により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。]
 - 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がどのにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔5歳未満の幼児の用途がある経口・丸薬の場合に記載すること。〕
 - 2) 1歳未満の乳児には、医師の診察を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させること。

8. アレルギー用薬

【添付文書等に記載すべき事項】

【ではないこと】

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起りやすくなる)

- 本剤を服用している限りは、次のいずれの医薬品も使用しないこと
他のアレルギー用薬、抗ヒスタミン剤を含有する内服薬等 (抗セキ薬、鎮咳祛痰薬、塗用内服薬、塗物等、乗物酔い薬等)

2. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

(運転等があらわれることがある。)

[抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

3. 授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔ジフェニヒドラミン塗酸塩又はジフェニヒドラミンナトリウム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

4. 長期服用しないこと

[相談すること]

1. 他の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- 医師の治療を受けている人。
- 妊娠又は妊娠していると思われる人。
- 授乳中の人。

〔メチルエフェドリン塗酸塩又はトリプロジン塗酸塩を含有する製剤にあっては記載しない。〕
ただし、「してはいけないこと」の3. を記載した製剤にあつては記載しない。〕

4. 耳聴者。

〔メチルエフェドリン塗酸塩を含有する製剤に記載すること。また、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は1g以上又は内服薬においては原生薬に換算して1g以上) 含有する製剤に記載すること。〕

5. 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

6. 次の症状のある人。

むくみ、浮腫等²⁾

〔1) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は吉草として1g以上 (エキス剤においては原生薬に換算して1g以上) 含有する製剤に、
2) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

7. 次の診断を受けた人。

〔1) 3歳以上の幼児に服用する場合には、運動がのどにつかえることのないよう、

よく注意すること。
〔2) は、文部省選奨薬を含有する製剤に、
〔3) は、心臓病^{1), 2)}、高血圧^{1), 2)}、糖尿病¹⁾、甲狀腺機能障害¹⁾、腎臓病²⁾、経内障³⁾、

- は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は吉草として1g以上 (エキス剤においては原生薬に換算して1g以上) 含有する製剤に、
2) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。〕

3. 服用後、次の症状が出現する場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

症状の名称	症状
偽アルドステロン症 ¹⁾	手足のだるさ、しづれ、つづり感やこむぱりに加えて、ミオペチーニ ²⁾ 、脱力感、筋肉痛があらわれ、徐々に強くなる。
反 呼	呼吸・意識、からみ
消化器	吐き気・嘔吐、食欲不振
泌尿器	排尿困難 ¹⁾

〔1) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

まれに下記の重篤な症状が起ることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症状
偽アルドステロン症 ¹⁾	手足のだるさ、しづれ、つづり感やこむぱりに加えて、ミオペチーニ ²⁾ 、脱力感、筋肉痛があらわれ、徐々に強くなる。
再生不良性貧血 ²⁾	青あざ、鼻血、當ぐきの出血、発熱、皮膚や粘膜が青白くみえる。疲労感、動悸、息切れ、気分が悪くなりくらくとする。血尿等があらわれる。
無顆粒球症 ²⁾	突然の高熱、さむけ、のどの痛み等があらわれる。

〔1) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は吉草として1g以上 (エキス剤においては原生薬に換算して1g以上) 含有する製剤に、
2) は、d-（D-）クロルアニニテミンマレイン酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合は、服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

〔1) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

〔2) は、小児の用法及び用量が異なる場合には、保護者の指導監督のもとに服用されること。〕
〔3) は、小児の用法及び用量が異なる場合には、そのいずれかを記載すること。〕

〔1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用されること。〕
〔2) [小児の用法がある場合、両形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕

〔1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、運動がのどにつかえることのないよう、

よく注意すること。

- (5) 優先処置の場見の用法がある薬剤(発泡錠を除く)・丸薬の場合に警戒すること。)
- 2) 1歳未満の乳児には、医師の診察を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用すること。
- 【カブセル剤及び延時錠(発泡錠を除く)・丸薬以外の製剤の場合に記載すること。】
- 保管及び取扱い上の注意**
- (1) 直射日光の当たらない(遮光の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。
〔()内は必要とする場合に記載すること。〕
 - (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
 - (3) 他の容器に入れるなどしないこと(誤用の原因になったり品質が変わること)。
 - 【容器等の個々に主連表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてよい。】

【外傷の消毒又は外傷の被包に記載すべき事項】

注意

1. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと
〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕
 2. 妊婦中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は透視を避けけること
〔ジアニンドラミン塗膜錠又はジフェニントラミンナリチル酸塗を含有する製剤に記載すること。〕
 3. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
 - (3) 妊娠中の人。

〔メチルエフエドリン塗膜錠又はトリプロソジン塗膜錠を含有する製剤に記載すること。
ただし、「してはいけないこと」の2. を記載した製剤にあっては記載しない。〕
 - 4) 高齢者。
〔メチルエフエドリン塗膜錠を含有する製剤に記載すること。また、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として1g以上又は甘草として1g以上(ニキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有する製剤に記載すること。〕
 - 5) 痛などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 - 6) 次の症状のある人。
きくみ^①、糖尿病^②。
- 〔(1) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上(ニキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有する製剤に記載すること。〕
- 2) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕
 - (7) 次の診断を受けた人。
心臓病^③、高血圧^④、糖尿病^⑤、甲状腺腫^⑥、腎臓病^⑦、精神疾患^⑧。
- 〔(1) は、文部省認定薬剤を含有する製剤に記載すること。〕
- 〔(2) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以

9. 口腔看護薬（トローチ剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる）

1. 次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分、着色によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
（リゾチーム塗膜剤を含有する製剤に記載すること。）

2. 本剤を施用している間は、次のいずれかの医薬品も使用しないこと

抗ヒスタミン剤を含有する内服薬等（かぜ薬、鎮咳止咳薬、鼻炎用内服薬、乘物酔い薬、アレルギー用薬、他の口腔看護薬（トローチ剤）等）
〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

3. 使用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

（眠気等があらわれることがある。）

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

4. 授乳中の人は本剤を使用しないか、本剤を使用する場合は授乳を避けること

〔ジフェニンヒドラミン塗膜剤又はジフェニンヒドラミンサリチル酸塗を含有する製剤に記載すること。〕

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、歯科医師、薬剤師又は看護師に相談すること

（1） 医師又は歯科医師の治療を受けている人。
（2） 症状又は妊娠していると思われる人。
〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

（3） 麻などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

（4） 次の症状のある人。

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

（5） 次の診断を受けた人。

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師又は看護師に相談すること

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- （1） 直射日光の当たらない、涼しい所に（苦にして）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- （2） 小児の手の届かない所に保管すること。
- （3） 他の容器に入れ替えないこと（服用の原因になつたり品質が変わる。）。
- 〔容器等の器々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてよい。〕

【添付文書等に記載する製剤に記載すること。】

【抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

【抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

【抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

【抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

【抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

【抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

【抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

【抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

【抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

【外部の容器又は外袋の蓋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと
本剤又は本剤の成分、繊維によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔リゾチーム性酸塗を含有する製剤に記載すること。〕
2. 使用後、薬物又は複数薬の連続投与をしないこと
〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕
3. 投乳中の人は本剤を使用しないか、本剤を使用する場合は授乳を避けること
〔ジフェニンヒドラミン塗酸塗又はジフェニンヒドラミンチリチル塗酸を含有する製剤に記載すること。〕
4. 次の人は使用前に医師、薬科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師又は薬科医師の治療を受けている人。
 - (2) 犬等又は妊娠していると思われる人。
 - 〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕
 - (3) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 - (4) 次の症状のある人。
5. 毎回困難
〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕
6. 次の薬剤を受けた人。
経口薬
〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

【添付文書等に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと
〔次は本剤の成分、繊維によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
（字らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起りやすくなる）
次の人は服用しないこと
本剤又は本剤の成分、繊維によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔リゾチーム性酸塗を含有する製剤に記載すること。〕〕
2. 服用後、薬物又は複数薬の連続投与をしないこと
〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕
3. 投乳中の人は本剤を使用しないか、本剤を使用する場合は授乳を避けること
〔ジフェニンヒドラミン塗酸塗又はジフェニンヒドラミンチリチル塗酸を含有する製剤に記載すること。〕

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師又は薬科医師の治療を受けている人。
 - (2) 乳児（早見において、本剤に含まれるリゾチーム性酸塗を初めて服用した時に、ショック（アナフィラキシー）があらわれたとの報告がある。）。
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

部位部位	皮膚	毛髪・毛皮	消化器
症状	紅斑	吐き気・嘔吐	食欲不振

〔(1) は、リゾチーム性酸塗を含有する製剤に記載すること。〕
3. 1ヵ月間服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕
 - (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合、添削により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕
 - (2) 小児の用法がある場合、添削により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕

1.1. 齢齢・首槽酸塩（外用液剤、バスタ剤、クリーム剤）

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がどのにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の児童の用法がある医師（発泡錠を除く）・丸剤の場合に記載すること。〕

2) 1歳未満の乳児には、医師の診察を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させること。

〔アセチル水素及び鉄剤（発泡錠を除く）・丸剤以外の製剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

〔1〕直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

〔2〕小児の手の届かない所に保管すること。

〔3〕他の容器に入れ替えないこと（服用の際には、服用のおそれがない場合には記載しないこと。）
〔容器等の脇々に至適表示がなされていて、服用のおそれがない場合には記載しなくてよい。〕

【外部の容器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用しないこと
本剤又は本剤の成分、錠剤によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔リソチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

2. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は医師販売者に相談すること
〔1〕 医師又は薬剤師の治療を受けている人。
〔2〕 乳児。
〔リソチーム塩酸塩を含有する3歳未満の用法がある場合に記載すること。〕

〔3〕 楽などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
2'. 肌用が苦さしい場合があるので、肌用前に医師、薬剤師、薬剤師又は医師販売者に相談すること

〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'」を記載すること。〕

3. 説明に際しては、説明文書をよく読むこと
4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

【添付文書等に記載すべき事項】

【添付文書等に記載すべき事項】

〔ではいけないこと
〔せらないと現在の症状が悪化したり、副作用が起りやすくなる〕
次の人は服用しないこと

〔1〕 本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジングルコン酸塩によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

〔2〕 口の中に腫やひどいたれのある人。
〔クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

【相談すること】

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師、薬剤師又は医師販売者に相談すること
〔1〕 医師又は薬剤師の治療を受けている人。
〔2〕 楽などによりアレルギー症状を起している人。

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は医師販売者に相談すること
〔1〕 慢性部位
〔2〕 慢性・発赤・かゆみ
〔3〕 慢性・発疹・発赤・かゆみ

まれに下記の重篤な症状が見にことがある、その場合は直ちに医師の診療を受けること。
〔1〕 重篤
〔2〕 ショック
〔3〕 アナフィラキシー〕
〔クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

3. 5～6回服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師、薬剤師又は医師販売者に相談すること
〔小児の用法及び用量がある場合は、医師に記載すること。〕
〔バスタ剤又はクリーム剤で直接擦過の場合は、「5～6回」を「しばらく」と改めてよい。〕

【用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下の記載すること】

〔1〕 小児に服用させる場合は、医師の指導監督のもとに服用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合は、医師に記載すること。〕
〔2〕 薬剤用にのみ使用すること。
〔外用液剤、バスタ剤又はクリーム剤の場合に記載すること。〕

保管及び販売上の注意

- (1) 直射日光の当たらない、温湿のかない、涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れないこと（服用の原因になつたり品質が変わること）。
〔容器等の個々に主張表示がなされていて、服用のおそれのない場合には記載しないことよい。〕

【外部の容器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 人の人は使用しないこと
（1）本剤又は本剤の成分、クロルヘキシングルコン酸塩によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔クロルヘキシングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。〕
（2）口の中に腫やひだいただれのある人。
〔クロルヘキシングルコン酸塩を含有する製剤に記載すること。〕
2. 次の人は使用前に医師、歯科医師、薬剤師又は産婦人科専門医に相談すること
（1）医師又は歯科医師の治療を受けている人。
（2）薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
3. 使用に際しては、説明文書をよく読みること
4. 直射日光の当たらない、温湿の少ない、涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
5. パッケージに近づけないこと
〔引火性物の場合に記載すること。〕

1.2. 内服専用薬

【添付文書等に記載すべき事項】

〔してはいけないこと〕

〔守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起りやすくなる。〕

1. 次の人は服用しないこと

〔本剤又は本剤の成分、毒物によりアレルギー症状を起こしたことがある人。〕

〔リゾチーム抗酸化を含有する製剤に記載すること。〕

2. 本剤を服用している間は、次のいずれの医薬品も使用しないこと

〔抗ヒスタミン剤を含有する内服薬等（かぜ薬、鎮咳祛痰薬、鼻炎用内服薬、乘物酔い薬、アレルギー用药、他の内服専用薬等）。〕

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に競争すること。〕

3. 履用後、乗船又は機械類の運転操作をしないこと

〔眠気等があらわれることがある。〕

〔抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

4. 授乳中の中人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔セシノシド、センナ、ダイイカサ、ジフェニヒドリミン等がアラビノ酸又はジフェニヒドリミン等で、漢方生薬類以外の製剤に含有する薬剤に記載すること。〕

5. 避難服用しないこと

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス液については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤で、避難服用に限られる漢方生薬類に記載すること。〕

相殺すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は産婦人科専門医に相談すること

〔（1）医師の治療を受ける人。〕

〔（2）妊娠又は妊娠していると思われる人。〕

〔（3）乳児（乳房において、本剤に含まれるリゾチーム抗酸化を初めて服用した時に、ショック（アナフィラキシー）があらわれたとの報告がある。）-
〔リゾチーム抗酸化を含むする3種生薬の用法がある場合に記載すること。〕

〔（4）高齢者。〕

【グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（ニキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に完結すること】

（5）薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

（6）次の症状のある人。

下痢⁽¹⁾、なくみ⁽²⁾、血液凝固異常（出血傾向）⁽³⁾、排尿困難⁽⁴⁾。

（7）は、護下作用のある成分を含有する製剤に。

2)は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（ニキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤を。

3)は、プロメラインを含有する製剤に。

4)は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に。

（7）次の診断を受けた人。

高血圧⁽¹⁾、心臓病⁽¹⁾、腎臓病⁽¹⁾、肝臓病⁽¹⁾、糖尿病⁽¹⁾。

（8）は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（ニキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に。

2)は、プロメラインを含有する製剤に。

3)は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に。

2. 脱用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに脱用を中止

1) この文書を持って医師、薬剤師又は薬理学者に相談すること

部位	症状
反応	舌炎・発赤・かぶれみ
消化器	食管下部痛・吐き気・嘔吐・口内炎等の症候 ⁽¹⁾ 、 腹部膨脹感 ⁽¹⁾ 、腹痛 ⁽²⁾
泌尿器	排尿困難 ⁽³⁾

（9）は、動物静脈血管叢エキスを含有する製剤に。

（10）は、ダイオウを含有する製剤に。

（11）は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に。

まれに下記の重篤な症状が起ることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名前	症状
ショック ⁽¹⁾	四肢の力のゆがみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、どののかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。
アナフィラキシー ⁽¹⁾	皮膚粘膜等の発赤・発赤等が浮腫したり、急速に悪化する。
アレルギック皮膚炎 ⁽¹⁾	皮膚の紅斑の発赤・発赤等が浮腫したり、急速に悪化する。
アレルギック皮膚炎 ⁽¹⁾	手足のだるさ、しびれ、つぼり感やこわばりに加えて、脱力感、筋肉痛があらわれ、徐々に強くなる。
ミオパチニー ⁽¹⁾	骨あざ、鼻炎、苦くいの出血、老齢、皮膚や粘膜が青白くみえる、無呼吸、動悸、息切れ、気分が悪くなりくら
再生不良性貧血 ⁽³⁾	（効果が伝承する） （効果が伝承する） （効果が伝承する） （効果が伝承する） （効果が伝承する） （効果が伝承する）

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔〔 〕内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 地の表面に入れ替えないこと（服用の原因になったり品質が変わること）。
〔李星寺の置き〔に至達表示がなされていて、製品のおそれのない場合は置換しなくてもよい。〕〕

【外部の容器又は外部の袋に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用しないこと
本剤又は本剤の成分、諸剤によりアレルギー反応を起こしたことがある人。
〔リゾチーム塩酸塗を含有する製剤に匹敵すること。〕
2. 腹用後、柔軟又は機械等を含有する製剤を作成しないこと
〔抗ヒスタミン塩を含有する製剤に匹敵すること。〕
3. 妊乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は摂取を避けること
〔セノンシド、センナ、ダイオカ、ジフェンヒドラミン塩酸塗又はジフェンヒドラミンサリチル酸塗を含有する製剤に匹敵すること。〕
4. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は医療販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 疾病又は妊娠していると思われる人。
 - (3) 亂尿。
〔リゾチーム塩酸塗を含有する3歳未満の用途がある場合に記載すること。〕
4. 高齢者。
〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は苦草として1g以上（エキス剤については原生葉に換算して1g以上）含有する製剤に匹敵すること。〕
5. 異常にによりアレルギー反応を起こしたことがある人。
〔(6) 次の症状のある人。
下痢¹⁾、むくみ²⁾、血清脛膜異常（出血傾向）³⁾、持続吐瀉⁴⁾〕
6. 次の症状のある人。
〔(1) は、鎮下作用のある成分を含有する製剤に。
2) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は苦草として1g以上（エキス剤については原生葉に換算して1g以上）含有する製剤に。
3) は、プロメタインを含有する製剤に。
4) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に。〕
7. 次の診断を受けた人。
高血圧¹⁾、心臓病¹⁾、腎臓病¹⁾、肝臓病²⁾、浮腫³⁾。
8. 〔(2) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は苦草として1g以上（エキス剤については原生葉に換算して1g以上）含有する製剤に。〕

1.3. 緊急消毒薬

1. 緊急消毒薬（液剤、軟膏剤、パウダー）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起りやすくなる)
次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分によりアレルギー反応を起こしたことがある人。

〔（1）ボビドンヨード、ヨウ素又はヨウ化カリウムを含有する製剤に記載すること。〕

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

（1）医師の治療を受けている人。

（2）薬などによりアレルギー反応を起こしたことがある人。

（3）専前が妊娠中の人。

（4）深い傷やひどいやけどの人。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止

し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔（1）は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。〕

まれに下記の重篤な症状が起ることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名前	症状
ショック	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声の嗄れ、（アナフィラキシー） ¹⁾ くしゃみ、どのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。
アナフィラキシー様症	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声の嗄れ、発赤 ²⁾ くしゃみ、どのかゆみ、息苦しさ等があらわれる。
〔 ¹⁾ は、ボビドンヨードを含有する製剤に、 ²⁾ は、ヨウ素又はヨウ化カリウムを含有する製剤に記載すること。またし、1) を記載した製剤については、2) を記載しない。〕	

3. 5～6日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔治療を目的としない手指消毒剤については記載しなてもよい。〕

〔用法及び用量に記述する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕
〔（1） 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。〕

II. 素晴消毒薬（特殊会員薬）

3. 使用に際しては、説明文書をよく読みこと
4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
- 〔〔 〕内は必要とする場合に記載すること。〕
5. 火気に近づけないこと

〔引火性成分析の場合に記載すること。〕

してはいけないこと

（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起これやすくなる）
次の部位には使用しないこと
たたれ、化粧している部位。

相殺すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること
薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止

し、この文書を持って医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること。

臨床検査値	皮膚・毛髪・かみどり・はれ
皮膚	皮膚・毛髪・かみどり・はれ

〔2〕は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。

〔用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗い、直ちに眼科医の診察を受けること。
- (2) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。
- (3) 外用にのみ使用すること。

保管及び販売上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔〔 〕内は必要とする場合に記載すること。〕
 - (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
 - (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になつたり品質が変わる。）。
- 〔容器等の旨々に三連表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の部位には使用しないこと
たたれ、化粧している部位。

2. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること
薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- 2'. 著用が著できない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること
〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2' を記載すること。〕

III. 緊急消毒薬（特殊除菌薬・貼付剤）

IV. 創傷面・口腔内に用いない緊急消毒薬

【添付文書等に記載すべき事項】

【添付文書等に記載すべき事項】

【添付文書等に記載すべき事項】

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は看護師が監修する必要などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は看護師が監修する場合に相談すること。

部位部位	症状
皮膚	発疹・発赤、かゆみ、はれい)

(1) は、抗ヒスタミン剤を含むする製剤に反応すること。

【用法及び用量に際する注意として、用法及び用量の項目に記載すること。】

- (1) 小児に使用する場合には、保護者の指導監督のもとに使用されること。
(2) 感覚を腫脹にし、ガーゼ部分を汚さないように注意して使用すること。
(3) 結婚画面を感染に貼らないこと。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない、(湿気の少ない)涼しい所に(密封して)保管すること。

(2) 内は必要とする場合に記載すること。

(3) 小児の手の届かない所に保管すること。

【外部の管壁又は外側の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は看護師が監修する必要などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

1. 使用が避けられるので、使用前に医師、薬剤師又は看護師が監修すること。
【1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1. を記載すること。】

2. 使用には、説明文書をよく読みなこと

3. 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密封して)保管すること。

(1) 内は必要とする場合に記載すること。

【添付文書等に記載すべき事項】

【添付文書等に記載すべき事項】

【添付文書等に記載すべき事項】

1. 次の部位には使用しないこと
(守らないと手元の生分が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)
2. 次の人は使用しないこと
本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
(ボビドンヨードを含有する製剤に記載すること。)

2. 次の部位には使用しないこと
(1) 痢疾のある皮膚、粘膜等、
(2) 自の脚部、粘膜等、

【添付文書等に記載すべき事項】

【添付文書等に記載すべき事項】

【添付文書等に記載すべき事項】

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は看護師が監修すること。
2. 次の部位には使用しないこと
(1) 外科手術の当たらない、(湿気の少ない)涼しい手に(密封して)保管すること。
(2) 内は必要とする場合に記載すること。

【添付文書等に記載すべき事項】

【添付文書等に記載すべき事項】

【添付文書等に記載すべき事項】

- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
 (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わること）
 「容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。」

【外毒の容器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 大の人は使用しないこと
 本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 「ボビドンヨードを含有する製剤に記載すること。」
2. 大の部位には使用しないこと
 (1) 気管のある皮膚。
 (2) 目の周囲、粘膜等。
3. 大の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 (1) 医師の治療を受けている人。
 (2) 症状によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 3' 使用が適さない場合は、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 「3. の項目の生乾に際し、十分な距離スペースがない場合は3'、を記載すること。」
4. 説明文書をよく読みすこと
 5. 面対日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（巻きして）保管すること
 「() 内は必要とする場合に記載すること。」
6. 火気に対する注意
 「引火性剤の場合に記載すること。」

1.4. 化粧性皮膚疾患用薬（液剤、軟膏類）

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
 (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 (3) 悪部が直範囲の人。
 (4) 連鎖やただれのひどい人。
 (5) 混い薬やひどいやけどの人。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を待って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
- | | | |
|------|----|---------------|
| 関係部位 | 皮膚 | 毛髪・発赤・かゆみ、はれ、 |
|------|----|---------------|
- (1) 是、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。」
3. 5～6日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を待って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
- 「(1) 小児に使用させる場合は、医療者の指導監督のもとで使用されること。
 (2) 目に入らないように注意すること、万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗うこと。
 なお、塗料が重い場合には、眼科専門医を受けること。
 (3) 外用にのみ使用すること。
 (4) 使用前によく振とうすること。
 「(5) 使用で必要な場合は、医薬科専門医に記載すること。」

- 保管及び取扱い上の注意
 (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（巻きして）保管すること。
 「() 内は必要とする場合に記載すること。」

- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
 (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わること。）
 「(6) 登録等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。」

【外部の容器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 病などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(3) 感冒が広範囲の人。

(4) 退屈やただれのひどい人。

(5) 汗やひどいやけどの人。

1. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[1.] の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には「」を記載すること。]

2. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと

3. 直射日光の当たらない（湿度の少ない）涼しい所に（密室して）保管すること

[（ ）内は必要とする場合は記載すること。]

4. 火気には近づかないこと

[引火性液体の場合に記載すること。]

1.5. 輻霧消炎薬（塗布剤、貼付剤、エアゾール剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

【上ではいけないこと】

（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる）

1. 次の人は使用しないこと

[（1）本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

（2）インドメタシンを含有する製剤に記載すること。]

（3）ゼンそくを起こしたことがある人。

（4）インドメタシンを含有する製剤に記載すること。]

2. 次の部位には使用しないこと

[（1）目の脳膜、粘膜等。

（2）湿疹、かぶれ、傷口。

（3）ふすむし・たむし等又は化粧している面部。

（4）インドメタシンを含有する製剤に記載すること。]

3. 長期適用しないこと

（インドメタシンを含有する製剤に記載すること。）

【相談すること】

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[（1）医師の治療を受けている人。

（2）インドメタシンを含有する製剤に記載すること。]

（3）妊婦又は妊娠していると思われる人。

（4）インドメタシンを含有する製剤に記載すること。]

（5）薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関節部位	症状
皮膚	発疹・発赤、かゆみ、はれ（しづけ）、乾燥感、ヒリヒリ感。

（1）は、抗ヒスタミン薬を含有する製剤に、
（2）は、トクガラシ、カブサシキン又はニコテン酸ベンジル等を主剤とした理学・静養を目的とする製剤に。

（3）は、インドメタシンを含有する製剤に。

3. 5～6日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- 〔用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕
- (1) (11歳以上の) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用されること。
 - (2) 11歳未満の小児に使用させないこと。
 - (3) インドメタシンを含有する製剤に記載すること。
 - (4) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗うこと。なお、症状が重い場合には、眼科医の診療を受けること。
 - (5) 過剰又はエゾール剤の場合は、塗り薬か膏状の場合は、眼科医の診療に記載すること。
 - (6) 外用にのみ使用すること。
 - (7) 塗布剤の場合に記載すること。
 - (8) 外用にのみ使用し、吸入しないこと。(まれに、吸入によりめまい、吐き気等の症状を起こすことがあるので、できるだけ吸入しないよう、また周囲の人にも十分注意して使用すること。
 - (9) 適部まで〇〇㎠の距離で噴霧すること。
 - (10) 同じ箇所に連続して〇秒以上噴霧しないこと。
 - (11) エゾール剤の場合に当該製品の至適な半胱を3秒を超えない範囲で記載すること。
 - (12) 皮膚の弱い人は、使用前に軽い内側の皮膚の弱い箇所に、1～2㎠角の小片を自安として半日以上貼り、発赤・発赤・かぶれ等の症状が起きないことを確認がためてから使用すること。
- 〔インドメタシンを含有する塗布剤又はエゾール剤の場合に記載すること。〕
- (1) 1週間あたり50g(又は50mL)を超えて使用しないこと。
 - (2) インドメタシンを含有する塗布剤又はエゾール剤の場合に記載すること。
 - (3) 皮膚の弱い人は、使用前に軽い内側の皮膚の弱い箇所に、1～2㎠角の小片を自安として半日以上貼り、発赤・発赤・かぶれ等の症状が起きないことを確認がためてから使用すること。
- 〔インドメタシンを含有する貼付剤の場合に記載すること。〕
- (1) 過剰して2週間以上使用しないこと。
 - (2) インドメタシンを含有する貼付剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- 〔(1) 亂射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。〕
- (1) 内には必要とする場合に記載すること。〕
 - (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
 - (3) 地の表面に入れ替えないこと(誤用の原因になったり品質が変わること)。
- 〔(1) 地の表面に入れ替えないこと(誤用の原因にならない場合には記載しなくてもよい。)〕
- 〔外部の容器又は外部の袋に記載すべき事項〕
- 注意
1. 次の人は使用しないこと
 - (1) 本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 - (2) インドメタシンを含有する製剤に記載すること。〕
 - (3) ゼムソクを起こしたことがある人。
 2. 次の部位には使用しないこと
 - (1) 目の周囲、粘膜等。
 - (2) 遠野、かぶれ、傷口。
 - (3) みずむし・たむし等又は化粧している面部。
 3. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 紅斑又は妊娠していると思われる人。
 - (3) インドメタシンを含有する製剤に記載すること。〕
 4. 使用に際しては、説明文書をよく読みこと。
 5. 使用に際しては、本人及び周围の人も吸入しないよう注意すること。
 6. 亂射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。
 7. 火気に近づけないこと。
- 〔引火性物質又はニアゾール剤の場合に記載すること。〕

16. しもやけ・あかぎれ用薬（軟膏剤、液剤剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

【**してはいけないこと**】
(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

1. 次の部位には使用しないこと

水痘（水ぼうそう）、みずむし・たむし等又は化膿している患部、

【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

2. 誠面には、広範囲に使用しないこと

【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

3. 長期連用しないこと

【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

【相談すること】

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は薬局販売者に相談すること

(1) 妊婦又は妊娠していると思われる人、

【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

(2) 女性によりアルギー症状を起こしたことがある人、

(3) 患部が広範囲の人、

【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

(4) 週齢やただれのひどい人、

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止

し、この文書を持って医師、薬剤師又は薬局販売者に相談すること

問診部位	皮膚	皮膚（患部）
痒感	痒感・発赤・かゆみ、はれり	みずむし・たむし等の虫刺に、きびび、化膿症状、持続的な刺激感

(1) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に、

2) は、副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

【用法及び用量に記述する注意として、用法及び用量の項目に統合して以下を記載すること。】

(1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。

(2) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬ

るま湯で洗うこと。

なお、症状が重い場合には、眼科医の診療を受けること。

【軟膏剤の場合に記載すること。】

(3) 外用へのみ使用すること。

【軟膏剤の場合に記載すること。】

保管及び取扱い上の注意

【(1) 直射日光の当たらない、(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。】

【(2) 小児の手の届かない所に保管すること。】

【(3) 他の容器に入れ替えないこと(誤用の原因になったり品質が変わること。)】

【容器等の脇々に至適表示がなされていて、誤用がそれのない場合には記載しなくてよい。】

【外部の容器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の部位には使用しないこと

水痘（水ぼうそう）、みずむし・たむし等又は化膿している患部、

【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

2. 誠面には、広範囲に使用しないこと

【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

3. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は薬局販売者に相談すること

(1) 妊婦又は妊娠していると思われる人、

【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

(2) 女性によりアルギー症状を起こしたことがある人、

(3) 患部が広範囲の人、

【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

(4) 週齢やただれのひどい人、

3'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は薬局販売者に相談すること

【(3) の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には3'、を記載すること。】

4. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと

5. 直射日光の当たらない、(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること

【(1) 内は必要とする場合に記載すること。】

【用法及び用量に記述する注意として、用法及び用量の項目に統合して以下を記載すること。】

(1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。

(2) 目に入った場合には、すぐに水又はぬ

17. うおのめ・いぼ・たこ用薬（波指、軟膏剤、硬膏剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

【してはいけないこと】

（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる）
次の部位には使用しないこと

（1）目の周囲、結膜、やわらかい皮膚面（首の回り等）、顔面等。
（2）炎症又は腫のある部位。

【相談すること】

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること
（1）乳幼児。
（2）炎症又は腫のある部位。

（2）炎症又は腫がある部位。

（3）炎症又は腫がある部位。

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること

関係部位	症状
皮膚	発疹・発赤・かゆみ、はれ ⁽¹⁾

【（1）は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。】

【用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

（1）目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗い、直ちに眼科医の診療を受けること。

【波指又は軟膏剤の場合に記載すること。】

（2）小児に使用させる場合には、保管者の指導監督のもとに使用させること。
（3）外用のみ使用すること。

【波指又は軟膏剤の場合に記載すること。】

（4）患部の周りの皮膚につかないよう、よく引きして使用すること。

【保管及び取扱い上の注意】

（1）直射日光の当たらない（涼気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
（2）（（ ）内は必要とする場合に記載すること。）

（2）小児の手の届かない所に保管すること。

（3）他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になつたり品質が変わる。）
【容器等の個々に主運表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてよい。】

【外部の差し又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の部位には使用しないこと

18. 婦人科

【添付文書等に記載すべき事項】

臓器部位	症状
皮膚	発赤・発疹、かゆみ
消化器	吐き気、食欲不振

【ではないこと】

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

1. 授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕

2. 長期服用しないこと

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として4.0mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤で、漢方生薬剤以外の製剤に記載すること。〕

2'. 短期間の服用にとどめ、服用しないこと

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として4.0mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤で、短時間服用に限られる漢方生薬剤に記載すること。〕

【相談すること】

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は産婦観光者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕

(3) 老齢者。

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として4.0mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

(4) 薬などによりアルギー反応を起こしたことがある人。

(5) 次の症状のある人。

むくみ

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として4.0mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

(6) 次の診断を受けた人。

心臓病、高血圧、腎臓病
〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として4.0mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は産婦観光者に相談すること

【外傷の答覆又は外傷の梱包に記載すべき事項】

注意

1. 母乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕

2. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は産婦観光者に相談すること
〔1〕 医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕

(3) 高齢者。

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は吉草として1g以上（ニキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

(4) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
(5) 衣の疵状のある人。

むくみ

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は吉草として1g以上（ニキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

(6) 衣の疵状を受けた人。

心臓病、高血圧、腎臓病

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は吉草として1g以上（ニキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

2'、服用は適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること。

〔2'、の項目の疵状に該し、十分な記載スペースがない場合には2'、を記載すること。〕

3、服用には、服用文書をよく読むこと。

4、直射日光の当たらない、涼気の少ない所に保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

1.9. ビタミン含有保健柔（A・D含有製剤を除く）

【添付文書等に記載すべき事項】

組成すること

1. 衣の人は服用前に医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること。
1歳未満の乳児。

〔1歳未満の用法がある場合は記載すること。〕

2. 服用後、衣の疵状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること。

販売部位	疵 状
○○	○○○
○○○	○○

〔○は各製剤により裏表されている副作用を記載すること。〕

3. しばらく服用しても疵状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること。

〔用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に抜けて以下を記載すること。〕

（1）小児に服用させる場合は、医療者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合は記載すること。〕

（2）3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤師がどのようにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある経糞（空泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕

（3）内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合は記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

（1）直射日光の当たらない、涼気の少ない、涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

（2）小児の手の届かない所に保管すること。

（3）他の容器に入れ替えないこと（服用の原因になつたり品質が変わること。）。

〔容器等の冒頭に主成分表示がなされていて、服用のそれぞれのない場合には正確しくてもよい。〕

【外部の管差又は外部の袋に記載すべき事項】

注意

1. 衣の人は服用前に医師、薬剤師又は医療従事者に相談すること。
1歳未満の乳児。

〔1歳未満の用生がある場合に記載すること。〕

1' 調用が遅さない場合があるので、調用前に医師、薬剤師又は看護師先者に相談すること。

〔1. の項目の記載に際し、十分な記述スペースがない場合には1' を記載すること。〕

2. 調用に際しては、説明文書をよく読みむこと。

3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密封して）保管すること
〔〔 〕内は必要とする場合に記載すること。〕

20. カルシウム主張製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

- 【記載すること】
1. 次の人は調用前に医師、薬剤師又は看護師先者に相談すること
医師の治療を受けている人、

2. 調用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに調用を中止

し、この文書を持って医師、薬剤師又は看護師先者に相談すること。

関係部位	症状
○○	○○○
○○○	○○

〔○は各製剤により報告されている副作用を記載すること。〕

3. 調用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、調用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は看護師先者に相談すること
後悔

4. 長期連用する場合には、医師、薬剤師又は看護師先者に相談すること

〔用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

〔1〕 小児に調用させる場合には、保護者の指導監督のもとに調用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

〔2〕 [小児の用法がある場合、割形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。]

- 1) 3歳以上の幼児に調用させる場合には、薬剤師のどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔5歳未満の幼児の用法がある場合（空泡錠を除く）・丸剤の場合に記載すること。〕

- 2) 乳幼児に調用させる場合には、薬剤師のどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔3歳未満の乳幼児の用法があるデュアル錠の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- 〔1〕 直射日光の当たらない、〔湿気の少ない〕涼しい所に（密封して）保管すること。
〔〔 〕内は必要とする場合に記載すること。〕
〔2〕 小児の手の届かない所に保管すること。
〔3〕 他の容器に入れ替えないこと（調用の際因になつたり品質が変わる。）。
〔容器等の種々に至適表示がなされていて、調用のおそれのない場合には記載しなくてよい。〕

【外部の管器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

医師の治療を受けている人。

1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

〔1. の項目のを省に表し、十分な監査スペースがない場合は「1'」を記載すること。〕

2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（完全して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

2.1. 生産主業保健業（ニンジン主要製剤）

【添付文書等に記載すべき事項】

【相談すること】

1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

関係部位	症 状
○○	○○○
○○○	○○

〔（ ）内は各製剤により報告されている副作用を記載すること。〕

2. 長期連用する場合には、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

【用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目には複数以下を記載すること。】

（1） 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。
〔小児の用法及び用量が違う場合は、記載する。〕

（2） 3歳以上の幼児に服用させる場合には、医剤師のどこにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある薬剤（半泡錠を除く）・丸剤の場合に記載すること。〕

（3） 内服にのみ服用すること。

【保管及び取扱い上の注意】

（1） 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（完全して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

（2） 小児の手の届かない所に保管すること。

（3） 他の医薬品に入れ替えないこと（服用の原因になつたり品質が変わること。）
〔各医薬品の個々に至適表示がなされていて、服用のままでいい場合には置きなくしてよい。〕

【外部の管器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 説明用に素しては、説明文書をよく読みこど

2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（完全して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕